



美濃加茂市議会  
第1回臨時会議案

令和8年1月30日

## 目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第 1号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度美濃加茂市一般会計補正予算（第9号））	1
議第 1号	美濃加茂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について	19
議第 2号	美濃加茂市乳児等通園支援事業の実施に関する条例について	30
議第 3号	美濃加茂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	32
議第 4号	令和7年度美濃加茂市一般会計補正予算（第11号）	36

承第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年12月23日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年1月30日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

令和7年度美濃加茂市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,407千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,204,337千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		1,078,433	18,407	1,096,840
	1 繰越金	1,078,433	18,407	1,096,840
歳入合計		29,185,930	18,407	29,204,337

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,307,402	18,407	4,325,809
	4 選挙費	75,844	18,407	94,251
歳 出	合 計	29,185,930	18,407	29,204,337

# 予算説明書









2 歳 入

(款) 20 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	1,078,433	18,407	1,096,840
	1	繰越金	1,078,433	18,407	1,096,840
		1 繰越金	1,078,433	18,407	1,096,840

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	18,407	1 前年度繰越金

### 3 歳 出

(款) 2 総務費  
(項) 4 選挙費

2	4	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総 務 費	4,307,402	18,407	4,325,809		18,407
	4	選 挙 費	75,844	18,407	94,251		18,407
	4	市議会議員 選挙費	0	18,407	18,407		18,407

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	486	投票管理者等	市議会議員補欠選挙費 14,190 人件費 4,217
3 職員手当等	4,217	時間外勤務手当	
10 需用費	1,488	消耗品費 1,183 暖房用灯油代 5 印刷製本費 300	
11 役務費	3,028	郵便料 2,873 通信回線使用料 25 計数機等点検手数料 125 当選証書等筆耕翻訳料 5	
12 委託料	5,007	選挙対応支援 1,800 ポスター掲示場設置撤去 2,657 ポスティング 300 期日前投票所設置撤去 250	
13 使用料及び賃借料	445	個人演説会等会場借上料 50 タクシー借上料等 31 パソコン及び周辺機器使用料 364	
18 負担金、補助及び交付金	3,736	選挙公営費	

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の 手当 (千円)					
補正後	長 等	4		35,652	16,581 (4.65)			11,152	63,385	9,311	72,696	
	議 員	16	70,607		32,831 (4.65)				103,438	18,802	122,240	
	その他の 特別職	2,047	104,629						104,629		104,629	
	計	2,067	175,236	35,652	49,412			11,152	271,452	28,113	299,565	
補正前	長 等	4		35,652	16,581 (4.65)			11,152	63,385	9,311	72,696	
	議 員	16	70,607		32,831 (4.65)				103,438	18,802	122,240	
	その他の 特別職	1,965	104,143						104,143		104,143	
	計	1,985	174,750	35,652	49,412			11,152	270,966	28,113	299,079	
比較	長 等											
	議 員											
	その他の 特別職	82	486						486		486	
	計	82	486						486		486	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	797 (3)	677,156	1,258,670	1,132,385	3,068,211	540,522	3,608,733	
補正前	797 (3)	677,156	1,258,670	1,128,168	3,063,994	540,522	3,604,516	
比較				4,217	4,217		4,217	

( )内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	33,605	40,248	18,009	15,942	30	160,423	34,491	355,263	301,446	1,158	171,770	
	補正前	33,605	40,248	18,009	15,942	30	156,206	34,491	355,263	301,446	1,158	171,770	
	比較						4,217						

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	335 (3)		1,258,670	1,013,589	2,272,259	426,622	2,698,881	
補正前	335 (3)		1,258,670	1,009,372	2,268,042	426,622	2,694,664	
比較				4,217	4,217		4,217	

( )内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	33,605	40,248	18,009	15,942	30	160,423	34,491	284,954	252,959	1,158	171,770	
	補正前	33,605	40,248	18,009	15,942	30	156,206	34,491	284,954	252,959	1,158	171,770	
	比較						4,217						

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	462	677,156		118,796	795,952	113,900	909,852	
補正前	462	677,156		118,796	795,952	113,900	909,852	
比較								

職員 手当の 内訳	区分	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)
	補正後	70,309	48,487
	補正前	70,309	48,487
	比較		

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)		説 明	備 考
職員 手当	4,217	その他の 増減分	4,217	時間外勤務手当 4,217	

## 議第1号

### 美濃加茂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 について

美濃加茂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を下記のとおり制定する。

令和8年1月30日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

### 記

#### 美濃加茂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定乳児等通園支援 法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。
- (2) 特定乳児等通園支援事業者 法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。
- (3) 支給対象小学校就学前子ども 法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。
- (4) 教育・保育等 法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。
- (5) 特定教育・保育施設等 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (6) 乳児等支援給付認定子ども 法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。
- (7) 乳児等支援給付認定保護者 法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。

#### (一般原則)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護

者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援事業を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、岐阜県、市、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（暴力団の排除）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はそれらと密接な関係を有する者であってはならない。

（利用定員）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数、時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

（面談）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、

第21条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第14条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければ

ならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、

第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るように努めなければならない。

(相談及び援助)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第19条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為に

よって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第24条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第14条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第5条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、第5条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第24条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第14条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、

電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第25条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第14条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第27条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員

に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該

事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第16条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第13条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第20条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容の記録
- (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(電磁的記録等)

第35条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出に

については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取

得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。

議第2号

美濃加茂市乳児等通園支援事業の実施に関する条例について

美濃加茂市乳児等通園支援事業の実施に関する条例を下記のとおり制定する。

令和8年1月30日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市乳児等通園支援事業の実施に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定める。

(実施施設)

第2条 事業は、次に掲げる施設のうち規則で定めるもので行う。

- (1) 美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例（平成27年美濃加茂市条例第2号）第3条に定める保育園
- (2) 美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成28年美濃加茂市条例第26号）第3条に定める認定こども園
- (3) 美濃加茂市子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成25年美濃加茂市条例第16号）第2条に定める拠点施設

(利用定員)

第3条 1時間当たりの利用定員は、実施する施設ごとに規則で定める。

(事業の休業日)

第4条 事業を行わない日（以下「休業日」という。）は、美濃加茂市の休日を定める条例（平成元年美濃加茂市条例第24号）に定める市の休日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

(事業の実施時間)

第5条 事業の実施時間は、午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後3時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、実施時間を変更することができる。

(利用時間)

第6条 事業を利用することができる時間は、児童1人につき1回当たり2時間とし、1月につき10時間を上限とする。

(利用料)

第7条 市長は、事業を利用する児童の保護者（以下「利用者」という。）から事業に係る費用のうち1人1回当たり600円（以下「利用料」という。）を徴収する。

2 利用者は、利用料を市長が定める日までに納付しなければならない。

3 納付された利用料は、還付しないものとする。ただし、市長が災害その他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料の免除)

第8条 市長は、次の各号に掲げる世帯のいずれかに該当する世帯において、利用料を免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯

(2) ひとり親家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項の母子家庭等をいう。）のうち、当該年度分の市町村民税（税額が確定していない場合は、前年度分の市町村民税）が非課税の世帯

2 利用者は、前項に規定する免除を受けようとするときは、あらかじめ市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、免除の可否を決定するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 3 号

美濃加茂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 8 年 1 月 3 0 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

美濃加茂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和  
7 年美濃加茂市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）</u></p> <p>第 1 0 条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p><u>（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）</u></p> <p>第 1 1 条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（虐待等の禁止）</u></p> <p>第 1 4 条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利</p>	<p><u>（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）</u></p> <p>第 1 0 条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p><u>（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）</u></p> <p>第 1 1 条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（虐待等の防止）</u></p> <p>第 1 4 条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利</p>

<p>用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(<u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用</u></p>	<p>用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>並びに利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 <u>乳児等通園支援事業者の職員</u>は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象とし</p>
---	---

<p><u>定員をいう。)</u>の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(一般型乳児等通所支援事業所の職員の基準)</p> <p>第23条 (略)</p> <p><u>(設備及び職員の基準の特例)</u></p> <p>第23条の2 <u>子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。</u></p> <p>(乳児等通園支援の内容)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 <u>乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行</u></p>	<p>て行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(一般型乳児等通所支援事業所の職員の基準)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(乳児等通園支援の内容)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、第24条及び第25条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 <u>乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p>
---	--

うことができる。	
----------	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 4 号

令和 7 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 7 年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 3 9, 5 9 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 9, 8 6 6, 2 6 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 8 年 1 月 3 0 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,302,858	465,180	5,768,038
	1 国庫負担金	3,350,809	117,384	3,468,193
	2 国庫補助金	1,932,265	347,796	2,280,061
16 県支出金		2,073,865	60,168	2,134,033
	1 県負担金	1,235,729	58,692	1,294,421
	2 県補助金	640,252	1,476	641,728
20 繰越金		1,096,840	114,247	1,211,087
	1 繰越金	1,096,840	114,247	1,211,087
歳入合計		29,226,672	639,595	29,866,267

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,348,144	396,993	4,745,137
	1 総務管理費	3,455,982	396,993	3,852,975
3 民生費		11,599,377	240,675	11,840,052
	1 社会福祉費	4,947,789	240,675	5,188,464
9 教育費		4,078,905	1,927	4,080,832
	6 保健体育費	1,303,002	1,927	1,304,929
歳 出 合 計		29,226,672	639,595	29,866,267

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	物価高騰対応電子商品券等給付事業	千円 390,831
		人件費	2,800
		会計年度任用職員給	3,362

# 予算説明書







## 2 歳 入

(款) 15 国庫支出金  
(項) 1 国庫負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	5,302,858	465,180	5,768,038
	1	国庫負担金	3,350,809	117,384	3,468,193
	1	民生費国庫負担金	3,316,055	117,384	3,433,439
	2	国庫補助金	1,932,265	347,796	2,280,061
	1	総務費国庫補助金	480,174	344,843	825,017
	2	民生費国庫補助金	902,875	2,953	905,828

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費負担金	117,384	1 自立支援給付費負担金
1 総務管理費補助金	344,843	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
1 社会福祉費補助金	2,953	1 地域生活支援事業補助金

(款) 16 県支出金  
(項) 1 県負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
16		県支出金	2,073,865	60,168	2,134,033
	1	県負担金	1,235,729	58,692	1,294,421
	1	民生費県負担金	1,189,473	58,692	1,248,165
	2	県補助金	640,252	1,476	641,728
	2	民生費県補助金	389,094	1,476	390,570

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費 負担金	58,692	1 自立支援給付費負担金
1 社会福祉費 補助金	1,476	1 地域生活支援事業補助金

(款) 20 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	1,096,840	114,247	1,211,087
	1	繰越金	1,096,840	114,247	1,211,087
		1 繰越金	1,096,840	114,247	1,211,087

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	114,247	1 前年度繰越金

### 3 歳 出

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

2	1	6	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			総 務 費	4,348,144	396,993	4,745,137	344,843	52,150
	1		総務管理費	3,455,982	396,993	3,852,975	344,843	52,150
		6	企 画 費	1,936,620	396,993	2,333,613	国庫支出金 344,843	52,150

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	2,819	時間額任用職員	物価高騰対応電子商品券等給付事業 390,831 人件費 2,800 会計年度任用職員給 3,362
3 職員手当等	2,800	時間外勤務手当	
4 共済費	433	職員共済組合負担金	
8 旅費	110	通勤に係る費用弁償	
10 需用費	500	消耗品費	
11 役務費	6,877	郵便料 1,020 デジタルサービスシステム利用料 32 給付支援サービス利用料 3,300 公的個人認証サービス利用料 875 振込手数料 1,650	
12 委託料	35,354	通知案内等作成業務 7,000 電子商品券給付システム 28,354	
13 使用料及び賃借料	800	事務機器使用料	
14 工事請負費	500	専用電話開設	
18 負担金、補助及び交付金	346,800	物価高騰対応電子商品券等	

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	11,599,377	240,675	11,840,052	180,505	60,170
	1	社会福祉費	4,947,789	240,675	5,188,464	180,505	60,170
	5	自立支援費	1,715,136	240,675	1,955,811	国庫支出金 120,337 県支出金 60,168	60,170

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
19 扶 助 費	240,675	介護給付・訓練等給付費 234,768 日常生活用具給付 115 日中一時支援給付 5,461 訪問入浴サービス 331	地域生活支援事業 5,907 自立支援費給付事業 234,768

(款) 9 教育費  
(項) 6 保健体育費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
9		教 育 費	4,078,905	1,927	4,080,832		1,927
	6	保健体育費	1,303,002	1,927	1,304,929		1,927
	1	保健体育総務費	112,132	1,927	114,059		1,927

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	1,197	一般職給	人件費 1,927
3 職員手当等	443	扶養手当 134 地域手当 40 通勤手当 13 児童手当 100 一般職退職手当負担金 156	
4 共済費	287	職員共済組合負担金	

## 給 与 費 明 細 書

### 1 一般職

#### (1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	803 (3)	680,452	1,259,867	1,143,711	3,084,030	541,242	3,625,272	
補正前	799 (3)	677,633	1,258,670	1,140,568	3,076,871	540,522	3,617,393	
比較	4	2,819	1,197	3,143	7,159	720	7,879	

( )内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後		33,739	40,288	18,009	15,955	30	171,406	34,491	355,263	301,446	1,158	171,926
補正前		33,605	40,248	18,009	15,942	30	168,606	34,491	355,263	301,446	1,158	171,770	
比較		134	40		13		2,800					156	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	336 (3)		1,259,867	1,024,915	2,284,782	426,909	2,711,691	
補正前	335 (3)		1,258,670	1,021,772	2,280,442	426,622	2,707,064	
比較	1		1,197	3,143	4,340	287	4,627	

( )内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	33,739	40,288	18,009	15,955	30	171,406	34,491	284,954	252,959	1,158	171,926	
	補正前	33,605	40,248	18,009	15,942	30	168,606	34,491	284,954	252,959	1,158	171,770	
	比較	134	40		13		2,800					156	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	467	680,452		118,796	799,248	114,333	913,581	
補正前	464	677,633		118,796	796,429	113,900	910,329	
比較	3	2,819			2,819	433	3,252	

職員手当の内訳	区分	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)
	補正後	70,309	48,487
	補正前	70,309	48,487
	比較		

## (2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考
給料	1,197	その他の 増減分	1,197	会計間異動に伴う増減分
職員手当	3,143	その他の 増減分	3,143	扶養手当 134 地域手当 40 通勤手当 13 時間外手当 2,800 退職手当負担金 156

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職
令和8年1月1日現在	平均給料月額(円)	332,895
	平均給与月額(円)	396,183
	平均年齢(歳)	43.2
令和7年1月1日現在	平均給料月額(円)	321,836
	平均給与月額(円)	377,711
	平均年齢(歳)	43.3

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	国の制度
		一般行政職(円)
高校卒	200,300	200,300
大学卒	232,000	232,000

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			単純労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和8年1月1日現在	1級	56 (1)	16.82 (33.33)	1級		
	2級	66	19.82	2級		
	3級	84	25.22	3級		
	4級	29 (1)	8.71 (33.33)	4級		
	5級	58 (1)	17.42 (33.33)	5級		
	6級	32	9.61			
	7級	8	2.40			
	計	333 (3)	100.00 (100.00)	計		
令和7年1月1日現在	1級	50	15.02	1級		
	2級	61	18.32	2級		
	3級	87	26.13	3級		
	4級	27 (1)	8.11 (100.00)	4級		
	5級	65	19.52	5級		
	6級	35	10.51			
	7級	8	2.40			
	計	333 (1)	100.00 (100.00)	計		

( )内は内短時間勤務職員数を計上

(令和7年度 級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事・技師	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長



*Walkable City*  
*Minakama*